

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人功農支援会（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に対しては、その地位にあることのみに基づいて報酬の支給は行わず、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員は、理事会出席等、職務執行の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員報酬額は、理事会・評議員会等に出席の都度、1万円（源泉所得税等控除後）を支給するものとし、1人あたり年間総額5万円（源泉所得税等を含まない）を上限とする。

- 2 各評議員の報酬は、定款第15条に定める金額の範囲内において評議員会等に出席の都度1万円（源泉所得税等控除後）を上限に支払うものとする。
- 3 監事の報酬は、第1項の金額を上限とし、監事の協議により決定し支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、職務執行の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 源泉所得税等控除後の報酬は、通貨をもって本人に支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成26年2月4日（設立日）から施行する。
2. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。